

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
令和5年度	人 650,624	千円 528,059,488	千円 17,519,582	千円 115,673,701	% 21.9	% 21.3

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 13,232	千円 54,767,389	千円 7,202,693	千円 20,355,794	千円 82,325,876	千円 6,222	千円 —

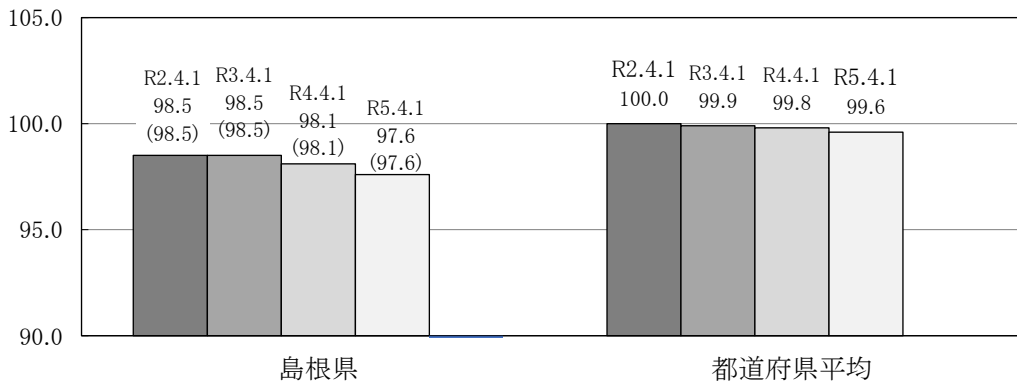
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ 特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（令和5年島根県条例第22号）に基づき、令和9年4月29日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、

地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

オ 給与改定の状況 (令和5年4月1日実施)

(7) 月例給

区分	人事委員会の報告及び勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (令和5年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円 354,189	円 350,571	円 3,618 1.03%	% 1.03	% 1.03	% 1.1

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(i) 特別給

区分	人事委員会の報告及び勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月 4.29	月 4.15	月 0.14	月 0.15	月 4.30	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(7) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

平成27年4月1日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約2% (最大約4%) 引下げ。激変緩和のため、5年間 (令和2年3月31日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

(i) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施 (島根県内は支給なし)。

(ii) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施 (平成27年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

(7) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	42.1歳	316,271円	385,338円	342,826円
国	—歳	—円	—円	—円

都道府県平均	一歳	一円	一円	一円
--------	----	----	----	----

(f) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	46.4歳	384,272円	432,680円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(g) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	43.6歳	359,893円	402,520円
都道府県平均	一歳	一円	一円

(h) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	38.6歳	330,536円	442,529円	359,689円
国	一歳	一円	一円	一円
都道府県平均	一歳	一円	一円	一円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		島根県	国
一般行政職	大 学 卒	197,561円	196,600円
	高 校 卒	167,756円	166,600円
高等学校教育職	大 学 卒	221,224円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	221,224円	—
警 察 職	大 学 卒	229,481円	227,600円
	高 校 卒	196,252円	191,800円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,337円	351,953円	379,837円	397,947円
	高校卒	232,035円	302,661円	338,525円	362,308円
高等学校教育職	大学卒	324,790円	399,574円	419,745円	434,885円
小・中学校教育職	大学卒	324,192円	391,452円	414,722円	426,810円
警 察 職	大学卒	292,327円	387,038円	408,588円	437,475円
	高校卒	268,757円	338,666円	392,012円	411,945円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

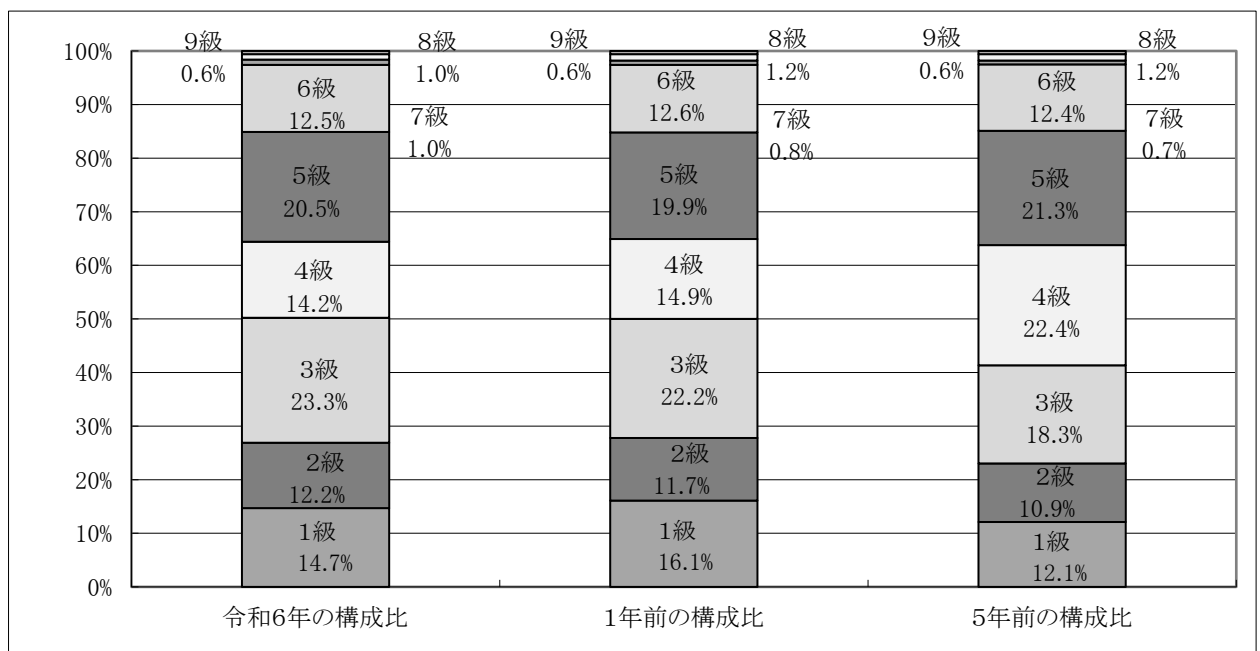
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
-----	----------	-----	-----	------	-------

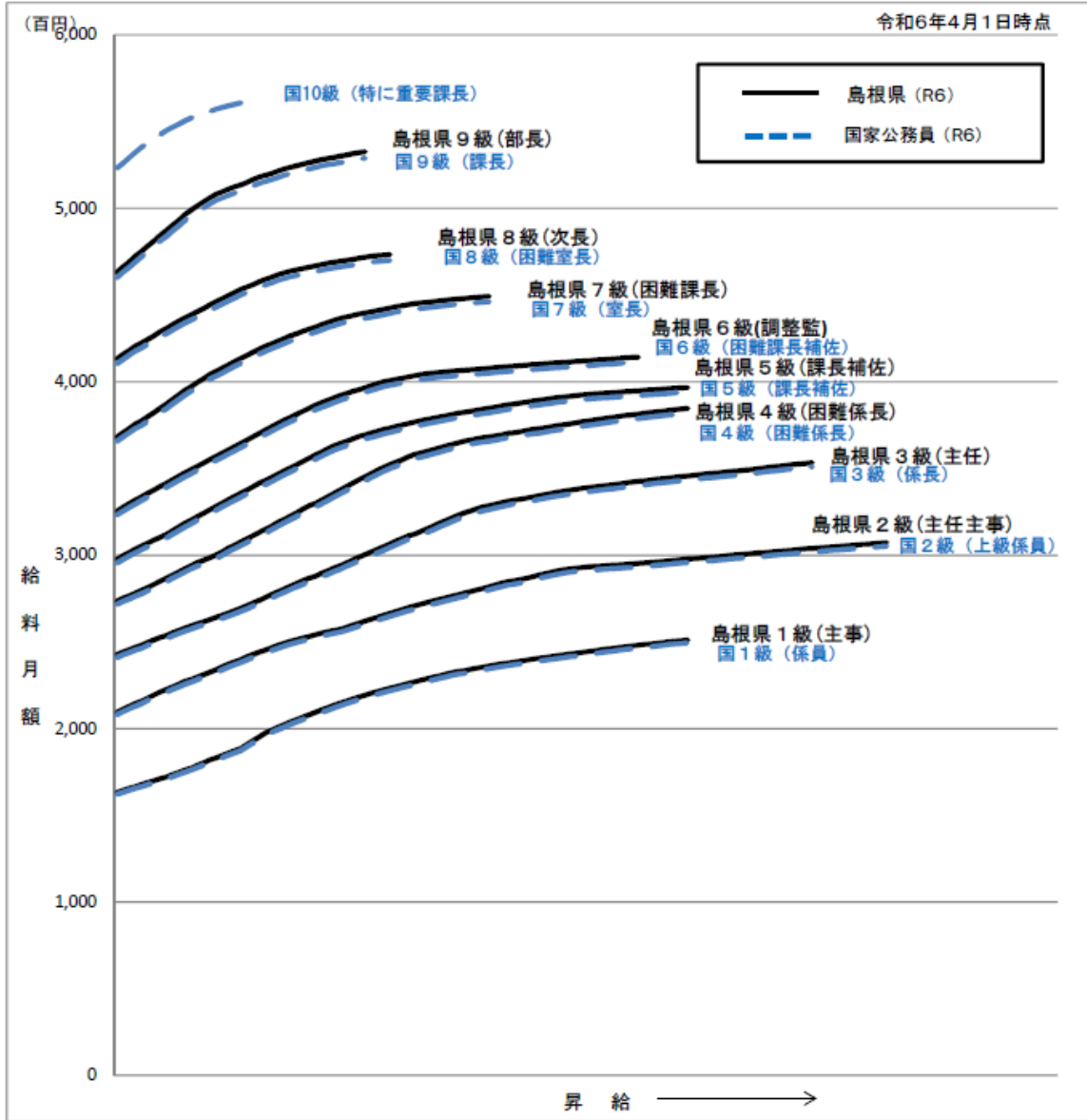
				給料月額	給料月額
1 級	主事、技師	人 541	% 14.7	163,224円	251,130円
2 級	主任主事、主任技師	人 448	% 12.2	209,443円	307,318円
3 級	係長、主任	人 856	% 23.3	242,571円	353,435円
4 級	係長、主幹	人 523	% 14.2	273,484円	384,651円
5 級	課長補佐	人 752	% 20.5	297,450円	396,734円
6 級	課長	人 460	% 12.5	325,342円	414,154円
7 級	課長	人 37	% 1.0	368,036円	449,296円
8 級	次長	人 36	% 1.0	413,147円	473,261円
9 級	部長	人 23	% 0.6	463,091円	532,570円

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（島根県）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島根県	国

1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,567千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.35月分 (1.20)月分 勤勉手当 1.95月分 (1.05)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（島根県）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

島 根 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 4,191千円 22,226千円					

(注) 「1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度）		55,051千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）		775,365円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	27人	20%
大阪府大阪市	16%	10人	16%

さいたま市	15%	1人	15%
愛知県名古屋市	15%	2人	15%
広島県広島市	10%	10人	10%
岡山県岡山市	3%	1人	3%
上記以外の市町村	0%	12,242人	0%
医師・歯科医師	16%	20人	16%
平均支給率		16.5%	16.5%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			97.6 (97.6)

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度)		525,828千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)		77,316円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		48.9%
手当の種類(手当数)		64
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		交通捜査取締手当
		教育業務連絡指導手当
		死体取扱手当
		捜査特別手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当(警察業務)
		警ら手当
		死体取扱手当

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度)	2,431,799千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)	442千円
支給実績(令和4年度)	2,695,111千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)	517千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)
扶養手当	配偶者	同じ	-	千円	円
	子			1,353,021	251,398

	<p>父母等 6,500円</p> <p>特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円</p> <p>ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）</p>				
住居手当	<p>借家・借間居住者</p> <p>家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円</p> <p>家賃23,000円を超える場合</p> <p>11,000円 + 1/2 × (家賃 - 23,000円)</p> <p>手当上限額 27,000円</p>	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 789,865	円 279,499
通勤手当	<p>交通機関利用者</p> <p>定期券又は回数乗車券等の価額</p> <p>最高支給限度額 55,000円</p> <p>交通用具使用者</p> <p>2キロ～78キロ以上</p> <p>2,100円～42,600円</p> <p>自動四輪車以外の場合は半額</p>	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,123,434	円 112,030
単身赴任手当	<p>支給額 30,000円</p> <p>ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）</p>	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 277,683	円 441,468
初任給調整手当	<p>医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給</p> <p>支給額（月額） 3,000円～415,600円</p>	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 75,865	円 1,458,934
管理職手当	<p>給料表別・職務の級別・支給区分別の定額</p> <p>支給額 41,600円～130,300円</p>		国：俸給の特別調整額として支給	千円 929,498	円 662,035
特勤手当	<p>離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給</p> <p>支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額 × 1/2 + その月の給料及び扶養手当の月額 × 1/2） × 4%～16%</p>	同じ	—	千円 170,028	円 485,795
特勤手当に準ずる手当	<p>特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給</p> <p>支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額 × 2%～6%</p>	同じ	—	千円 92,192	円 201,732

へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 314,592	円 403,322
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 34,977	円 150,762
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日） 1日 2,400円			千円 7,780	円 117,878
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千円 17,861	円 84,647
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 424,942	円 65,547
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 208,407	円 93,205
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 66,361	円 76,540
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 341,060	円 185,460
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務	同じ	—	千円 5,120	円 26,528

	した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円				
農林漁業 普及手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 29,266	円 210,547
災害派遣 手当	災害応急対策又は災害復旧等のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃 災害等派 遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
特定新型 インフル エンザ等 対策派遣 手当	特定新型インフルエンザ等対策の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額（1日につき） 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,116,000円（1,240,000円）
	副 知 事	892,400円（970,000円）
報 酬	議 長	940,000円
	副 議 長	820,000円
	議 員	760,000円
期 末 手 当	知 事	（令和5年度支給割合）
	副 知 事	3.30月分
	議 長	（令和5年度支給割合）
	副 議 長 議 員	3.30月分
退 職 手 当	知 事	（算定方式） （1期の手当額） （支給時期） 124万円×在職月数×0.494 2,940.29万円 任期毎
	副 知 事	97万円×在職月数×0.349 1,624.94万円 任期毎
	備 考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

(注) 1 「給料」及び「報酬」の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「（1期の手当額）」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) (各年4月1日現在)

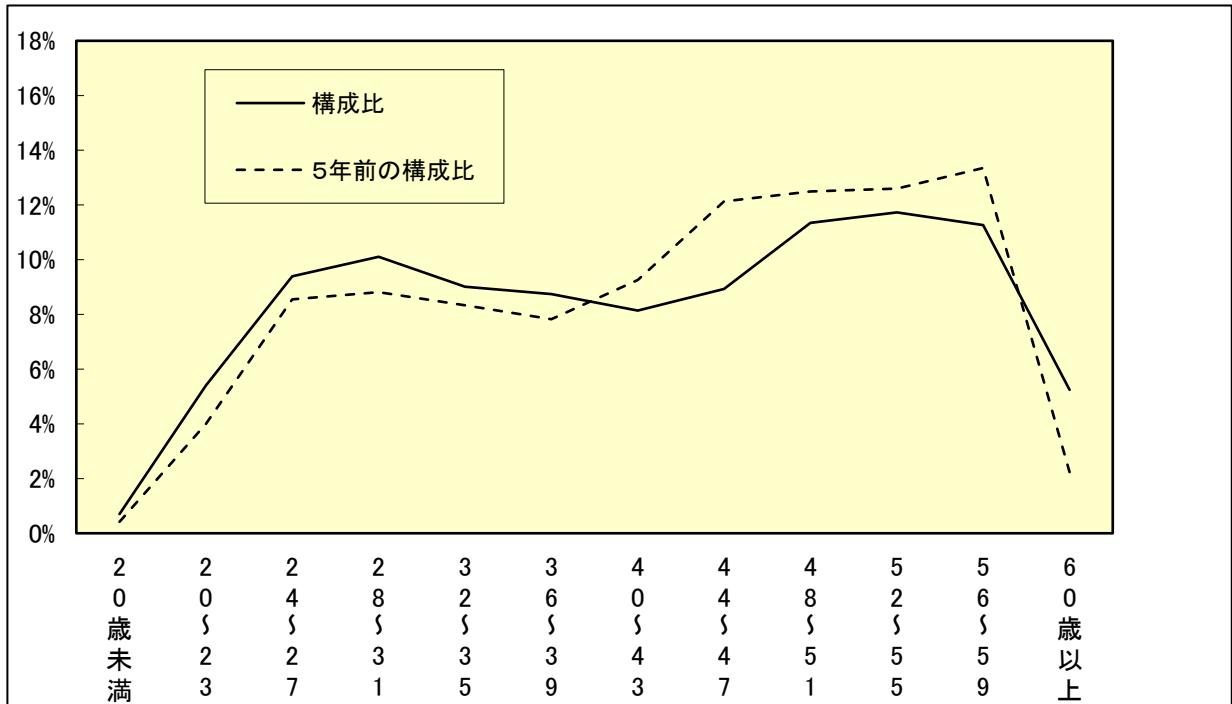
部 門		区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会		21	21	0	新型コロナウイルス5類移行に伴う減
		総 務		575	564	11	
		税 務		104	106	▲ 2	
		民 生		255	253	2	
		衛 生		466	535	▲ 69	
		労 働		52	53	▲ 1	
		農林水産		889	881	8	
		商 工		186	184	2	
		土 木		789	786	3	
		計		3,337	3,383	▲ 46	(参考：人口10万当たり職員数 512.89人)
	教育部門		7,430	7,456	▲ 26	学校統廃合や生徒数減に伴う減	
	警察部門		1,797	1,799	▲ 2		
	小 計		12,564	12,638	▲ 74	(参考：人口10万当たり職員数 1,931.06人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		1,238	1,191	47	委託業務の見直し等に伴う増	
	水 道		26	27	▲ 1		
	下水道		19	19	0		
	その他		76	72	4		
	小 計		1,359	1,309	50		
合 計			13,923	13,947	▲ 24	(参考：人口10万当たり職員数 2,139.94人)	
			[15,530]	[15,401]	[129]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 令和6年の職員数には臨時職員600人(教育部門)を含まない。

イ 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	98人	751人	1,308人	1,407人	1,255人	1,217人	1,133人	1,243人	1,580人	1,633人	1,568人	730人	13,923人

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,288	3,270	3,307	3,350	3,383	3,337	49 (1.5%)
教育	7,451	7,450	7,528	7,506	7,456	7,430	▲21 (▲0.3%)
警察	1,835	1,832	1,820	1,813	1,799	1,797	▲38 (▲2.1%)
普通会計 計	12,574	12,552	12,655	12,669	12,638	12,564	▲10 (▲0.1%)
公営企業会計 計	1,283	1,266	1,265	1,286	1,309	1,359	76 (5.9%)
総合計	13,857	13,818	13,920	13,955	13,947	13,923	66 (0.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 令和6年には臨時職員600人(教育部門)を含まない。

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(i) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5 年度	千円 2,025,365	千円 66,812	千円 200,138	% 9.9	% 8.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,882千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 22	千円 82,924	千円 18,571	千円 31,910	千円 133,405	千円 6,064	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	41.9歳	337,281円	512,857円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（ 水 道 事 業 ）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,387千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,567千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.35 月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.95 月分 (1.05)月分	期末手当 2.35 月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.95 月分 (1.05)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~20%		役職加算 5~20%	
管理職加算 15~25%		管理職加算 15~25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和6年4月1日現在）

島 根 県（ 企 業 局 職 員 ）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分

最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 23,717千円			1人当たり平均支給額		
			4,191千円		22,226千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度から令和5年度までの間に
 勸奨又は定年により退職した水道事業又は電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島
 根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額であ
 る。

(c) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度）		556千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）		32,705円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		77.3%
手当の種類（手当数）		6
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特 殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	6,534千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	311千円
支給実績（令和4年度）	6,343千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	334千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総
 職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であ
 り、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度)	支給職員 1人当たり 平均支給 年額 (令和5年度)
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	千円	円
	子	10,000円			
	父母等	6,500円			
	特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末 まで）の子の加算	5,000円			
	ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政 職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、 同給料表9級職員にあつては、支給しない (行政職給料表8級及び行政職給料表9級に				
				3,011	273,682

	は、これらに相当する職務の級を含む。)				
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 1,380	円 276,080
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 3,570	円 162,290
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 420	円 420,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～415,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,627	円 813,600
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 959	円 95,894
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給	異なる	勤務1時間当たりの給	千円 838	円 279,379

	支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100		与額の算出方法が異なる。		
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(7) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和5 年度	千円 227,554	千円 ▲24,696	千円 36,834	% 16.2	% 15.2

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 4	千円 13,693	千円 3,504	千円 4,663	千円 21,860	千円 5,465	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	42.0歳	283,684円	417,773円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）	島根県
1人当たり平均支給額（令和5年度）	1人当たり平均支給額（令和5年度）

1,166千円		1,567千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.35月分	1.95月分	2.35月分	1.95月分
(1.20)月分	(1.05)月分	(1.20)月分	(1.05)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

島根県(企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 23,717千円			1人当たり平均支給額		
			4,191千円		22,226千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度から令和5年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業又は電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給総額(令和5年度)	336千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)	84,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	6
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度)	1,379千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)	345千円
支給実績(令和4年度)	792千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)	198千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

り、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）	同じ	—	実績なし	実績なし
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 240	円 240,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 311	円 103,600
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 360	円 360,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～415,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特地勤務	離島その他の生活の不便な地に所在する特地	同じ	—	実績なし	実績なし

手当	公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 447	円 111,687
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 431	円 215,285
宿 日 直 手 当	支給額 (勤務1回につき) 2,200円~21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(c) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和5 年度	千円 2,824,495	千円 1,670,964	千円 608,315	% 21.5	% 18.0

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		

令和5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	63	248,861	58,718	96,270	403,849	6,410	—

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	44.6歳	347,845円	534,721円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（電気事業）			島根県		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,504千円			1,567千円		
（令和5年度支給割合）			（令和5年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.35月分	1.95月分		2.35月分	1.95月分	
(1.20)月分	(1.05)月分		(1.20)月分	(1.05)月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5～20%		役職加算	5～20%	
管理職加算	15～25%		管理職加算	15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和6年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 23,717千円			1人当たり平均支給額		
			4,191千円 22,226千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度から令和5年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業又は電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度）	1,219千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	42,034円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	46.0%
手当の種類（手当数）	6
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	17,334千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	340千円
支給実績（令和4年度）	16,425千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	310千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）	同じ	—	千円 7,316	円 221,711
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1 / 2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 2,355	円 261,667
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 7,169	円 128,019

	2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任 手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 3,564	円 509,143
初任給調 整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～415,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 7,801	円 780,120
特勤地勤 手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤地公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤地勤 手当に準 ずる手当	特勤地公署又は準特勤地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤 務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,686	円 60,223
夜間勤 務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,341	円 67,029
宿日直手 当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員 特別勤 務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円）	同じ	—	千円 28	円 9,333

平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円			
-------------------------------------------------------	--	--	--

(d) 宅地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和5 年度	千円 28,301	千円 ▲59,568	千円 3,973	% 14.0	—

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,760千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 1	千円 2,496	千円 577	千円 900	千円 3,973	千円 3,973	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	43.6歳	324,566円	476,010円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（宅地造成事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 900千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,567千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.95月分 (1.05)月分	期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.95月分 (1.05)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和6年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 23,717千円			1人当たり平均支給額		
			4,191千円		22,226千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、令和3年度から令和5年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業又は電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度）	1千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	1,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	100.0%
手当の種類（手当数）	6
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	374千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	374千円
支給実績（令和4年度）	—
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	—

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	—	実績なし
	子	10,000円			
	父母等	6,500円			
	特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算	5,000円			

	ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表 8 級職員にあつては、3,500円とし、同給料表 9 級職員にあつては、支給しない（行政職給料表 8 級及び行政職給料表 9 級には、これらに相当する職務の級を含む。）				
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額及び手当上限額が異なる。	実績なし	実績なし
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 202	円 201,600
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～415,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出	実績なし	実績なし

			方法が異なる。		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(4) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和5 年度	千円 24,009,147	千円 ▲755,615	千円 10,512,596	% 43.8	% 44.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 1,106	千円 4,399,299	千円 2,873,302	千円 1,214,535	千円 8,487,136	千円 7,674	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県（医師）	45.0歳	570,663円	1,420,538円
島根県（看護師）	36.8歳	312,590円	494,547円
島根県（事務職員）	35.1歳	272,926円	390,481円
団体平均（医師）	－歳	－円	－円
団体平均（看護師）	－歳	－円	－円
団体平均（事務職員）	－歳	－円	－円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（病院事業）			島根県		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,454千円			1,567千円		
（令和5年度支給割合）			（令和5年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.35月分	1.95月分		2.35月分	1.95月分	
(1.20)月分	(1.05)月分		(1.20)月分	(1.05)月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5～20%		役職加算	5～20%	
管理職加算	15～25%		管理職加算	15～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和6年4月1日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	1,015千円	16,921千円		4,191千円	22,226千円

（注） 「島根県（病院事業）」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度）		151,483千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度）		896,347円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）

医師・歯科医師	16%	165人	0%
県内全市町村	0%	1,010人	0%

(d) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給総額（令和5年度）	396,867千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	370,557円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	85.5%
手当の種類（手当数）	12
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 災害応急業務等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	840,998千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	730千円
支給実績（令和4年度）	760,898千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	703千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）	同じ	—	千円 117,513	円 251,096
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 119,917	円 276,944
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額	異なる	交通用具の区分及び距離	千円 55,951	円 64,758

	最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		離の区分が異なる。		
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 1,464	円 488,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～415,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 569,757	円 3,517,017
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 43,997	円 879,936
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 17,550	円 62,680
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 86,728	円 114,720
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 42,517	円 242,955
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合	同じ	—	千円 195	円 97,500

支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円				
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

ウ 下水道推進課

(7) 下水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総 費用に占める職 員給与費比率
令和5 年度	千円 4,444,537	千円 57,076	千円 104,958	% 2.4	% 2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費64,136千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円 —
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 19	千円 76,578	千円 16,045	千円 38,329	千円 130,952	千円 6,892	

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県	48.3歳	324,885円	502,977円
団体平均	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（下水道事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,407千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,495千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.95月分 (1.05)月分	期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.95月分 (1.05)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	

職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5～20%	役職加算 5～20%
管理職加算 15～25%	管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

島根県 (下水道事業)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額		一千円	1人当たり平均支給額		4,191千円 22,226千円

(注) 「島根県 (下水道事業)」の「1人当たり平均支給額」は、退職手当の支給対象者がいないため、「-」としている。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給総額 (令和5年度)	10千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度)	2,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)	21.1%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 特殊環境施設業務従事手当 防疫作業等従事手当 災害応急作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度)	7,578千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度)	446千円
支給実績 (令和4年度)	4,957千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度)	292千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度)
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ	-	千円	円

	子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）			1,826	260,857
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$ 手当上限額 27,000円	異なる	支給対象となる家賃の下限額と手当上限額が異なる。	千円 857	円 214,250
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 $2,100円 \sim 42,600円$ 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 2,134	円 133,347
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 3,000円～415,600円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,397	円 698,400
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×	同じ	—	実績なし	実績なし

	2%～6%				
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 30	円 15,190
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 9	円 8,800
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき）2,000円～6,000円	同じ	—	千円 8	円 8,000

(8) 退職者（管理職）の再就職状況

令和5年度末退職者（管理職）の再就職の状況

区分	退職者数	合計	左のうち再就職した者					
			島根県に再就職した者			島根県以外に再就職した者		
			再任用職員	会計年度任用職員	臨時的任用職員	民間企業等	国、他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	62	43	6	0	0	28	0	9
教育職員	8	7	1	3	0	0	3	0
警察職員	9	8	0	0	0	5	0	3
計	79	58	7	3	0	33	3	12

(注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員

2 「島根県以外に再就職した者」は、令和6年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者

3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4・第28条の5又は同法改正法附則第4条・第6条の規定により再度任用された者

4 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2の規定により任用された者

5 「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第22条の3の規定により任用された者

- 6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。
- 7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体
- 8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員